

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

平成29年7月31日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	兵庫県
3. 市区町村名	佐用町
4. 届出番号	1
5. 独自利用事務の事例番号	31-1
6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス	http://

執行機関名 佐用町長

地方公共団体が設置する住宅等の管理に関する事務(法定事務に係るものを除く。)

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	公営住宅法による公営住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	佐用町営定住促進住宅条例(平成22年3月25日条例第13号)による定住促進住宅の管理に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	19	
③番号法別表第2の項	31	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		佐用町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例別表第一 第26の項 佐用町営定住促進住宅条例(平成22年3月25日条例第13号)による入居の申し込みに関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第一条	佐用町営定住促進住宅条例(平成22年3月25日条例第13号)第3条
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足りる住宅を整備し、これを住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、又は転貸することにより、 <u>国民生活の安定と社会福祉の増進に寄与することを目的とする。</u>	第3条 佐用町内に定住を希望する者に対し、良質な住宅を貸与することにより、定住の促進と人口の減少を抑制するとともに、高齢者等の生活実態に即した住宅を希望する者に対し、 <u>安心・安全な住環境を提供することにより、居住の安定と町の活性化に資することを目的に定住促進住宅を設置する。</u>
⑦独自利用事務の関連規範		佐用町営定住促進住宅条例(平成22年3月25日条例第13号) 佐用町営定住促進住宅条例施行規則(平成22年3月25日規則第3号)